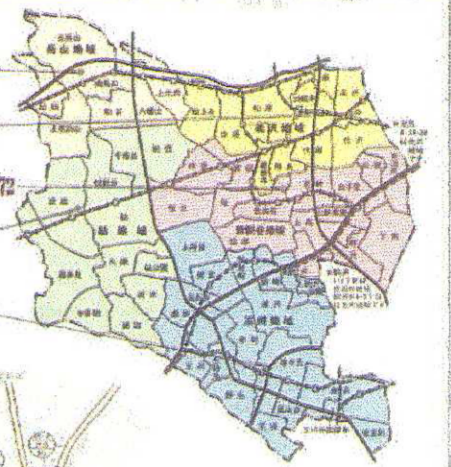


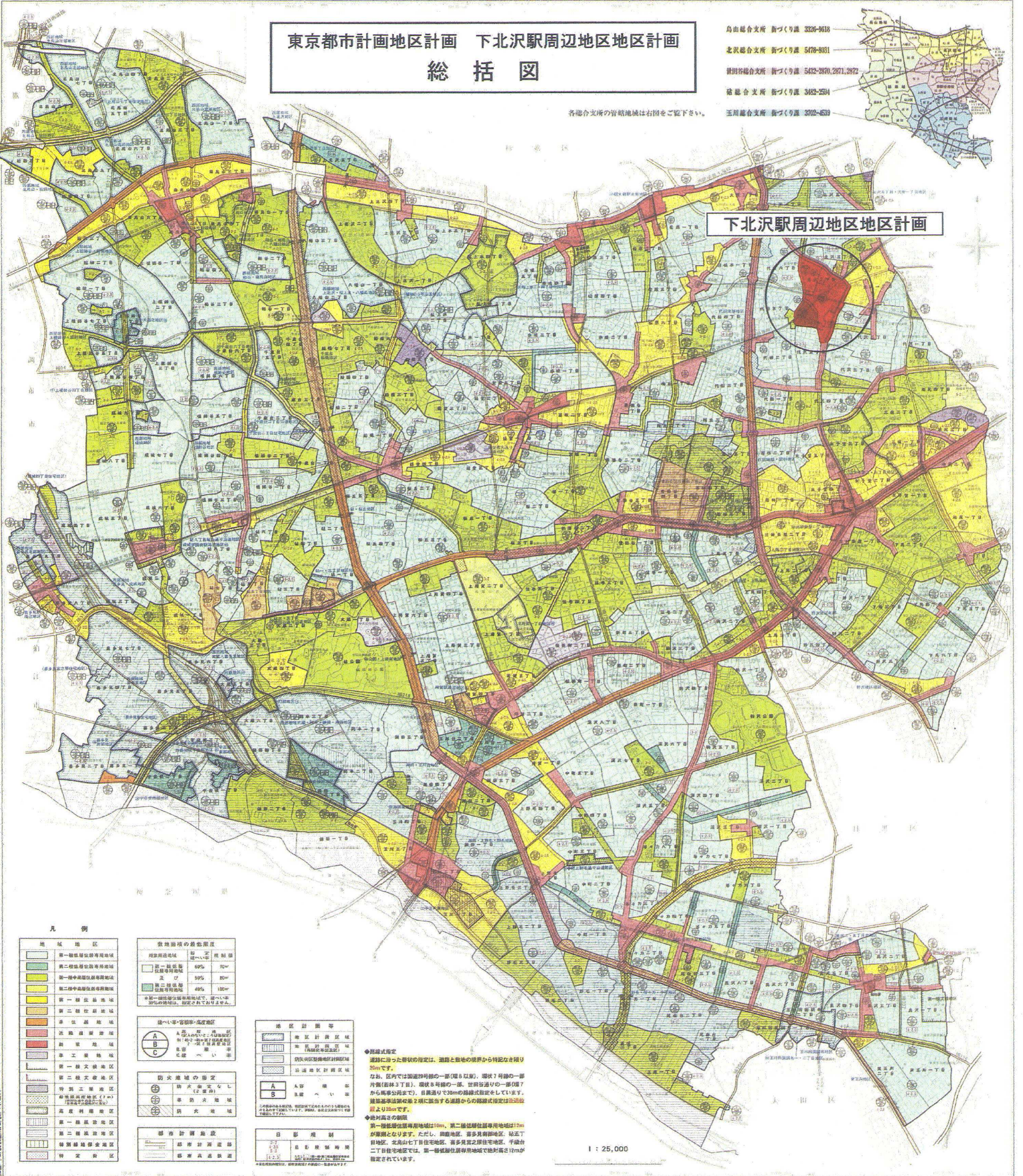
東京都市計画地区計画 下北沢駅周辺地区地区計画 総括図

- 鳥山総合支所 街づくり課 3326-9618
- 北沢総合支所 街づくり課 5478-3031
- 横田谷総合支所 街づくり課 5432-2870, 2871, 2872
- 祐志総合支所 街づくり課 3483-2594
- 玉川総合支所 街づくり課 3702-4639



各総合支所の管轄地域は右図をご覧下さい。

下北沢駅周辺地区地区計画



凡例

第一種居住用途専用地区
第二種居住用途専用地区
第一種商業用途専用地区
第二種商業用途専用地区
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
洗染工業地域
商業地域
準工業地域
第一種文教地区
第二種文教地区
特別工業地区
準風防地区(7m)
高度利用地区
第一種風防地区
第二種風防地区
特別緑地保全地区
特定地区

敷地面積の最低限度

対象用途地区	指定	最低限度
第一種居住用途専用地区	60%	70㎡
第二種居住用途専用地区	50%	80㎡
第一種商業用途専用地区	40%	120㎡
第二種商業用途専用地区	30%	150㎡

指定は、指定されておらずとも、

地区計画等

地区計画区域
準地区計画区域 (準地区計画区域)
防火地区(準防火地区)
準防火地区
準風防地区
準風防地区

◆道路式指定
道路に沿った帯状の指定は、道路と敷地の境界から付記なき限り20mです。
なお、区内では国道20号の一部(環5以南)、環状7号線の一部(環3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7から環8分岐まで)、目黒通りで30mの道路式指定をしています。建築基準法第42条2項に該当する道路からの道路式指定は30m位置より20mです。

◆地対高さの制限
第一種居住用途専用地区は10m、第二種居住用途専用地区は12mが上限となります。ただし、用途地区、準用途地区、緑地丁目地区、北山七丁目住宅地区、高多見東之原住宅地区、平糶台二丁目住宅地区では、第一種居住用途専用地区で地対高さ12mが指定されています。

1 : 25,000

本図に示す敷地面積等の計画値は、その概略を示すものです。詳細については、東京都都市計画局または、管轄分区分所(各総合支所街づくり課)に請求書(請求書)を提出して下さい。
日影の表示については、管轄分区分所(各総合支所街づくり課)でご確認ください。